

「多様な雇用形態をめぐる源泉徴収Q&A」(追補)

所得税法施行令の一部改正により、通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。そのため、平成 26 年 3 月発行の書籍「多様な雇用形態をめぐる源泉徴収Q&A」(深澤邦光編)における該当部分の解説は、以下のとおり改正されました。

該当箇所 152 頁「4 - 1 通勤手当の非課税限度額は」のうち、153 頁の表
改正後の表は、以下のとおりです。

区 分		課税されない金額
①	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
②	自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合 31,600 円
	通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28,000 円
	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24,400 円
	通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18,700 円
	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12,900 円
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7,100 円
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4,200 円
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	(全額課税)
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
④	交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)

改正後の非課税規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。なお、既に支払われた通勤手当で改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになりますが、詳細は国税庁ホームページにてご確認ください。